

平成 2 8 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

条例案資料

条 例 案 資 料 名

議案第101号	「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	1
議案第102号	「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨	5
議案第103号	「上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨	6
議案第104号	「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	7
議案第105号	「上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	8
議案第106号	「上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	10
議案第108号	「上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定について」要旨	12

議案第101号

「上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行うための改正

2 内 容

(1) 上尾市職員の給与に関する条例の改正<第1条関係>

① 給料表の改定（別表第1関係）

初任給を中心に若年層に重点を置いた給料月額の上上げを行い、平成28年4月分の給料に遡及して適用するもの

【平均改定率】 0.18%

【平均改定額】 月額610円

② 勤勉手当の支給割合の上上げ（第16条の5関係）

勤勉手当の支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を4.20月分から4.30月分とするもの

再任用職員等については、勤勉手当を0.05月分引き上げ、期末手当及び勤勉手当の年間の支給月数を2.20月分から2.25月分とするもの

※ 「再任用職員等」とは、再任用職員及び特定業務等従事任期付職員をいう。

※ 平成28年12月期の勤勉手当に遡及して適用する。

ア 再任用職員等以外

12月期 0.80月分 → 0.90月分

イ 再任用職員等

12月期 0.375月分 → 0.425月分

(2) 上尾市職員の給与に関する条例の改正<第2条関係>

① 扶養手当額の改定（第8条、第9条関係）

平成29年4月1日からの扶養手当の支給額について、次のとおり改定

する。

ア 配偶者に係る扶養手当の月額を10,000円とする。

イ 子に係る扶養手当の月額を8,000円とする。

ウ 職員に配偶者がいない場合の子に係る扶養手当について、そのうちの1人に係る扶養手当の月額を10,000円とする。

エ 職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合の父母等に係る扶養手当について、そのうちの1人に係る扶養手当の月額を9,000円とする。

職員に配偶者がいる場合の扶養手当の月額

	平成28年度 (現行)	平成29年度以降 (改定後)
配偶者	13,000円	10,000円
子	6,500円	8,000円
父母等		6,500円

職員に配偶者がいない場合(父母等については、職員に配偶者及び扶養親族たる子がない場合)の扶養親族のうち1人に係る扶養手当の月額

	平成28年度 (現行)	平成29年度以降 (改定後)
子	11,000円	10,000円
父母等	11,000円	9,000円

② 勤勉手当の支給割合の引上げ分の均等配分(第16条の5関係)

(1)の②において引き上げた勤勉手当の支給割合0.10月分(再任用職員等については、0.05月分)を、平成29年度以降の支給においては、6月期及び12月期に均等に配分するもの

ア 再任用職員等以外

6月期 0.80月分 → 0.85月分

12月期 0.90月分 → 0.85月分

合計 1.70月分 → 1.70月分 (増減なし)

イ 再任用職員等

6 月期 0.375 月分 → 0.40 月分
 12 月期 0.425 月分 → 0.40 月分
 合計 0.80 月分 → 0.80 月分 (増減なし)

支給月数 (単位：月分)

		平成28年度 (現行)	平成28年度 (改定後)	平成29年度 以降
勤勉 手当	6 月期	0.80 (0.375)	0.80 (0.375)	0.85 (0.40)
	12 月期	0.80 (0.375)	0.90 (0.425)	0.85 (0.40)
	合計	1.60 (0.75)	1.70 (0.80)	1.70 (0.80)
期末手当及び 勤勉手当の合計		4.20 (2.20)	4.30 (2.25)	4.30 (2.25)

※ 表中の () 内の数値は、再任用職員等に係る支給月数を表す。

(3) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正<第3条関係>

① 特定任期付職員に対する給料表の改定 (第7条第1項の表関係)

特定任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成28年4月分の給料に遡及して適用するもの

号給	給料月額 (円) (現行)	給料月額 (円) (改定後)
1	371,000	372,000
2	419,000	420,000

② 特定業務等従事任期付職員に対する給料表の改定 (第8条第1項の表関係)

特定業務等従事任期付職員の給料月額を次のとおり引き上げ、平成28年4月分の給料に遡及して適用するもの

職務の級	給料月額 (円) (現行)	給料月額 (円) (改定後)
1 級	166,100	167,600
2 級	214,000	214,400
3 級	254,000	254,400

③ 特定任期付職員の期末手当の支給割合の引上げ（第10条関係）

期末手当の支給割合を0.10月分引き上げ、期末手当の年間の支給月数を3.15月分から3.25月分に引き上げるもの

12月期 1.575月分 → 1.675月分

※ 平成28年12月期の期末手当に遡及して適用する。

(4) 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正<第4条関係>

期末手当の支給割合の引上げ分の均等配分（第10条関係）

(3)の③において引き上げた期末手当の支給割合0.10月分を、平成29年度以降の支給においては、6月期及び12月期に均等に配分するもの

6月期 1.575月分 → 1.625月分

12月期 1.675月分 → 1.625月分

合計 3.25月分 → 3.25月分（増減なし）

3 施行期日

2の(1)及び(3)については公布の日、2の(2)及び(4)については平成29年4月1日

議案第102号

「市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について」要旨

1 趣 旨

職員の給与改定に準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する
期末手当の支給割合を改めるための改正

2 内 容

期末手当の年間の支給月数を4.20月分から4.30月分に引き上げ、平
成28年12月期の期末手当に遡及して適用する。

(1) 平成28年12月期の期末手当の支給割合の引上げ（第1条関係）

12月期 2.175月分 → 2.275月分

(2) 平成29年度以降の期末手当の支給割合の変更（第2条関係）

6月期 2.025月分 → 2.075月分

12月期 2.275月分 → 2.225月分

合計 4.30月分 → 4.30月分（増減なし）

期末手当の支給月数

（単位：月分）

	平成28年度 （現行）	平成28年度 （改定後）	平成29年度 以降
6月期	2.025	2.025	2.075
12月期	2.175	2.275	2.225
年間支給月数	4.20	4.30	4.30

3 施行期日

2の(1)については公布の日、2の(2)については平成29年4月1日

議案第103号

「上尾市税条例等の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

地方税法の一部改正に伴い、個人市民税に関し医療費控除の特例を導入するほか、軽自動車税のグリーン化特例に係る税率の軽減措置の適用期限を1年延長するための改正

2 内 容

(1) 個人市民税に関し医療費控除の特例を導入

平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人市民税に限り、検診、予防接種等を受けている個人を対象として、一定の一般用医薬品等の購入費用に係る所得控除制度を導入し、現行の医療費控除と選択制とするもの。(第1条中附則第6条関係)

(2) 軽自動車税に係る現行のグリーン化特例の適用期限を1年延長

現行の軽自動車税に係るグリーン化特例(税率の軽減)の適用期限を1年延長し、平成28年度中に新規取得した軽四輪等(新車に限る。)に適用するもの。(第1条中附則第16条関係)

3 施行期日

2の(1)については平成30年1月1日、2の(2)については平成29年4月1日

議案第104号

「上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

地方税法施行令に規定されている賦課限度額を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げるための改正

2 内 容

賦課限度額の引上げ

平成28年度の税制改正において、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置の拡充が行われるとともに法定の賦課限度額の引上げが行われた。

本市においても同様に平成28年度課税分から軽減措置の拡充を実施しているが、賦課限度額の引上げについては、平成29年度課税分から次のとおり実施することとする。（第2条第2項から第4項まで及び第19条関係）

- (1) 基礎課税額の限度額 51万円→52万円
- (2) 後期高齢者支援金等課税額の限度額 14万円→17万円
- (3) 介護納付金課税額の限度額 12万円→16万円

3 施行期日

平成29年4月1日

議案第105号

「上尾市文化センター条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

上尾市文化センターの施設等の区分及び当該区分ごとの使用料の額を改めるための改正

2 内 容

上尾市文化センターの改正前及び改正後の使用料の額は、9ページの一覧表のとおり。なお、大・中・小ホール及びホワイエ並びに附属設備の使用料の額については、変更はありません。

3 施行期日

一部の改正規定を除き、平成29年3月1日

上尾市文化センター使用料

(単位:円)

改正前						
施設等の区分	定員 (人)	面積 (㎡)	使用料の額			
			午前	午後	夜間	全日
多目的室(101)	102	190	2,500	4,000	5,500	10,000
第1集会室(201)	90	193	4,500	8,000	10,000	20,000
第2集会室(202)	24	40	1,000	1,500	2,000	4,000
第3集会室(203)	24	40	1,000	1,500	2,000	4,000
第4集会室(204)	24	42	1,000	1,500	2,000	4,000
第5集会室(205)	36	52	1,200	2,000	2,500	5,000
第6集会室(206)	36	55	1,200	2,000	2,500	5,000
—	—	—	—	—	—	—
第1リハーサル兼集会室(207)	57	92	2,000	3,000	4,000	8,000
第7集会室(301)	90	193	4,500	8,000	10,000	20,000
第8集会室(303)	48	80	2,000	3,000	4,000	8,000
第9集会室(305)	27	41	1,000	1,500	2,000	4,000
第10集会室(306)	48	81	2,000	3,000	4,000	8,000
講師控室兼集会室(308)	18	41	1,000	1,500	2,000	4,000
第11集会室(510)	27	41	1,000	1,500	2,000	4,000
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—
第1菜屋	4	10	300	600	750	1,600
第2菜屋	3	8	150	300	350	750
第3菜屋	14	27	750	1,200	1,500	3,300
—	—	—	—	—	—	—
第4菜屋	3	8	150	300	350	750
第2リハーサル室	14	35	900	1,650	2,000	4,400

(単位:円)

改正後(使用料は変更箇所のみ記載)							
施設等の区分	定員 (人)	面積 (㎡)	使用料の額				変更事由 備考
			午前	午後	夜間	全日	
101多目的室	102	190	—	—	—	—	—
201集会室	90	193	—	—	—	—	—
202集会室	57	80	2,000	3,000	4,000	8,000	旧202と旧203を統合したことによる変更
—	—	—	—	—	—	—	—
203集会室	45	60	1,300	2,100	2,700	5,400	床面積が増加したことによる変更
204集会室	45	62	1,300	2,100	2,700	5,400	床面積が増加したことによる変更
203・204集会室	90	122	2,600	4,200	5,400	10,800	施設区分の新規設定
205多目的室	57	92	—	—	—	—	施設番号の変更
301集会室	90	193	—	—	—	—	—
302集会室	48	80	—	—	—	—	施設番号の変更
303集会室	27	41	—	—	—	—	施設番号の変更
304集会室	48	81	—	—	—	—	施設番号の変更
305集会室	27	41	—	—	—	—	施設番号の変更
505集会室	27	41	—	—	—	—	施設番号の変更
第1菜屋	4	11	300	600	750	1,600	今回新設する菜屋
第2菜屋	4	11	300	600	750	1,600	今回新設する菜屋
第3菜屋	8	32	1,000	1,600	2,000	4,400	今回新設する菜屋
第4菜屋	8	20	600	1,000	1,200	2,700	床面積が増加したことによる変更
—	—	—	—	—	—	—	—
第5菜屋	14	27	750	1,200	1,500	3,300	施設区分の新規設定
第1リハーサル室	60	97	2,100	3,200	4,200	8,400	施設区分の新規設定(今回新設)
第2リハーサル室	17	43	1,100	2,000	2,400	5,300	第2リハーサル室と旧第4菜屋を統合したことによる変更

議案第106号

「上尾市つくし学園条例の一部を改正する条例の制定について」要旨

1 趣 旨

児童福祉法の一部改正に伴い所要の改正を行うほか、利用者負担額の算定に必要な所得税額の計算に係る法律の規定を整備するための改正

2 内 容

現 行	改 正 案
<p>(学園の業務)</p> <p>第1条の2 学園は、法第43条第1号に定める支援を行うほか、<u>法第6条の2の2第5項</u>に規定する保育所等訪問支援（次項において「保育所等訪問支援」という。）及び<u>同条第6項</u>に規定する障害児相談支援（次項において「障害児相談支援」という。）を行う。</p> <p>2 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学園及び分室（以下「学園等」という。<u>以下同じ。</u>）の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第10条関係） 表 略 注</p> <p>1 この表（注を含む。）において「基準額」とは、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が指定通所支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該指定通所支援に要した額）をいう。</p>	<p>(学園の業務)</p> <p>第1条の2 学園は、法第43条第1号に定める支援を行うほか、<u>法第6条の2の2第6項</u>に規定する保育所等訪問支援（次項において「保育所等訪問支援」という。）及び<u>同条第7項</u>に規定する障害児相談支援（次項において「障害児相談支援」という。）を行う。</p> <p>2 略</p> <p>(休業日)</p> <p>第3条 学園及び分室（以下「学園等」という。_____。）の休業日は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2 略</p> <p>別表（第10条関係） 表 略 注</p> <p>1 この表_____において「基準額」とは、法第21条の5の3第2項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が指定通所支援に要した費用（同条第1項に規定する通所特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該指定通所支援に要した額）をいう。</p>

2及び3 略

4 この表において「所得税」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定によって計算される所得税をいう。ただし、所得税額の計算においては、次の規定は、適用しないものとする。

(1) 所得税法第78条第1項並びに第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)及び第3号(同法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。)、第92条第1項並びに第95条第1項から第3項まで

(2) 租税特別措置法第41条第1項から第3項まで、第41条の2、第41条の3の2第4項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第2項、第41条の19の4第1項及び第2項並びに第41条の19の5第1項

(3) 租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条

5～9 略

2及び3 略

4 この表において「所得税の額」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定(規則で定める規定を除く。)によって計算される所得税の額をいう。

5～9 略

3 施行期日

第1条の2第1項の改正規定については平成30年4月1日、その他の改正規定については、公布の日

議案第108号

「上尾市重度心身障害者福祉手当支給条例の一部を改正する条例の制定
について」要旨

1 趣 旨

受給者が児童福祉法に規定する障害児入所施設その他これに類する施設に入所しているときは、重度心身障害者福祉手当の支給を停止することとするための改正

2 内 容

埼玉県のと在宅重度心身障害者手当支給事業の補助制度において、手当の支給要件が特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当の支給要件に準じて変更される。市の重度心身障害者福祉手当の支給事業は、埼玉県から補助金の交付を受けて実施していることから、県の補助制度の変更に合わせて支給要件の変更を行う。

具体的には、重度心身障害者福祉手当の受給者が次に掲げる施設に入所している場合は、当該施設に入所している期間に属する月の分の手当の支給を停止することとする。

- (1) 障害児入所施設
- (2) 乳児院又は児童養護施設
- (3) 指定発達支援医療機関

3 施行期日

平成29年4月1日